

【申請手続きフロー 2】道の位置廃止の相談から完了まで

| 流れ | 主な内容 | 時間 (目安) |
|--|---|------------------|
| 1 窓口相談 場所：窓口 | ○指定道路をどのように廃止したいか、予定地や配置、形状、土地所有関係等についての計画を確認します。 ○廃止の要件をお話しします。 ※建築物が接道しなくなる廃止はできません。 ※事前に電話で来庁予約をお願いします。 | |
| 2 現地調査 場所：現地（市） | ○市が現地調査を行い、廃止の可否や、可能な場合の要件を整理します。 ※計画に変更なければ、電話による依頼を推奨します。 | 2週間程度 |
| | (廃止可能と判断した場合、3へ進みます) | |
| 3 廃止要件と必要書類のお知らせ 場所：窓口 | ○廃止申請を行う際の承諾の範囲等や、必要書類についてお話しします。 | |
| 4 申請書作成 (分筆・登記) | ○申請者が申請書類を作成します。 ※一部廃止の場合は図面の作成も必要です。 ○申請者が分筆、登記を行います。 (全部廃止の場合は不要です。) | |
| 5 申請 場所：窓口 | ○申請書の受付を行います。 | |
| | ○申請書の内容を確認します。 | 約10日間 (土日祝除く) |
| 6 廃止 通知書交付 場所：窓口 | ○告示を行った後、通知書をお渡しします。 | |



建築確認申請など…